

## 奈良県告示第百三十八号

奈良県流域下水道条例（昭和四十八年十二月奈良県条例第十五号）第八条第六号の知事が定める措置を次のとおり定める。

平成二十四年七月五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置
- 二 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置
- 三 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置